平成27年度　　市単独事業

委　託　名	下水道施設監視装置設置工事

設　　計　　書

委 託 番 号	加生下工第101号
河川･路線名	
業 務 箇 所	加西市内
工　　種	電気工事

兵　庫　県　加　西　市

工　事　費			
基 準 摘 要	実 施 金 額	変 更 金 額	増　減　額
(内消費税額) 設　計　額	(　　円) 　　円	(　　円) 　　円	(　　円) 　　円
(内消費税額) 請　負　額	(　　円) 　　円	(　　円) 　　円	(　　円) 　　円
施 行 方 法	工　事	施 行 日 数	~~平成27年7月31日限り~~

工　事　概　要

下水道施設監視装置設置　　205 箇所

加　　西　　市

工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目		数 量	単 位	単 価	金 額	区域内訳			摘 要
本工事									
材料費						公共105台	農集12台	ｺﾐﾌﾟﾗ88台	
	通信機器費 型式：SA20 Di 12点 Ai 2点 Pi 2点 Out 3点 ｼｽﾃﾑ導入費	205	台						
設置費									
	機器取付費	205	台						
	配線工事費	205	台						
	試運転調整費	205	台						
	撤去処分費	205	台						
諸経費									

工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目		数 量	単 位	単 価	金 額	区域内訳			摘 要
		1	式						
工事価格 計									
消費税相当額	対象額×率 対象額 率	1	式						
合計									

別　添

マンホールポンプ場一覧

ﾎﾟﾝﾌﾟ場番号	公共下水道ﾎﾟﾝﾌﾟ場名	所在地
1	プラザ前ポンプ場	北条町北条1106-4
2	東南ポンプ場	北条町東南172-1
3	紺屋橋ポンプ場	北条町北条1105-3
4	垣内プリントポンプ場	北条町北条938-1
6	笠屋ポンプ場	北条町北条1176
7	西南第１ポンプ場	北条町西南365-4
8	西南第２ポンプ場	北条町西南153
9	古坂ポンプ場	北条町古坂487
10	黒駒第１ポンプ場	市村町151-1
11	黒駒第２ポンプ場	北条町黒駒354-7
12	西上野平田橋ポンプ場	西上野町
13	東野田庚申橋ポンプ場	東野田町456-3
14	大村ポンプ場	大村町467-1
15	尾崎第１ポンプ場	尾崎町349-7
16	鎮岩ポンプ場	鎮岩町215-21
17	王子権兵衛橋ポンプ場	王子町
18	加西南産業団地ポンプ場	網引町
19	谷手前橋ポンプ場	谷町23-1
20	段下橋ポンプ場	段下町119-1
22	野条町東ポンプ場	野条町2025
23	野条町北ポンプ場	野条町443
24	野条町西ポンプ場	野条町327-2
26	琵琶甲町	琵琶甲町
29	西長北ポンプ場	西長町324-1
30	西長南ポンプ場	西長町
31	新釈迦堂橋（東長）ポンプ場	東長町40
32	両月町ポンプ場	両月町224
34	東笠原町国木橋ポンプ場	東笠原町432-1
35	東笠原町北ポンプ場	東笠原町217-3
36	東笠原町順禮橋東ポンプ場	東笠原町279
37	東笠原町順禮橋西ポンプ場	東笠原町518-2
38	西笠原町公園前ポンプ場	西笠原町172-2
39	西笠原町西ポンプ場	西笠原町1266-1
40	西笠原町東ポンプ場	西笠原町8
41	鶉野南第１ポンプ場	鶉野町46-264
42	鶉野南第２ポンプ場	鶉野町46-268

ﾎﾟﾝﾌﾟ場番号	ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ施設ﾎﾟﾝﾌﾟ場名	地区	所在地
3	国正地区	国正	国正町
4	上万願寺町No.1	加西北部	上万願寺町
5	上万願寺町No.2		上万願寺町501
6	上万願寺町No.3		上万願寺町
7	上万願寺町No.4		上万願寺町1081
8	上万願寺町No.5		上万願寺町843-4
9	下万願寺町No.1		下万願寺町20
10	下万願寺町No.2		下万願寺町836-2
11	下万願寺町No.3		下万願寺町482-2
12	上道山町No.1		上道山町892
13	上道山町No.2		上道山町894
14	上道山町No.3		上道山町681
15	下道山町No.1		下道山町132-1
16	下道山町No.2		下道山町
17	下道山町No.3		下道山町421
18	上若井町No.1		上若井町
19	上若井町No.2		上若井町
20	上若井町No.3		上若井町2186-1
21	下若井町No.1		下若井町2867-1
22	下若井町No.2		下若井町
23	下若井町No.3		下若井町413
24	下若井町No.4		下若井町
25	下若井町No.5		下若井町1195-2
26	下若井町No.6		下若井町1118
27	下若井町NO.7		下若井町
28	下若井町No.8		下若井町
29	下若井町No.9		下若井町
30	下若井町No.10		下若井町537
31	下若井町No.11		下若井町792
32	大内町No.1		大内町
33	大内町No.2		大内町
34	佐谷町No.1		佐谷町190
35	佐谷町No.2		佐谷町359
36	佐谷町No.3		佐谷町
37	佐谷町No.4		佐谷町
38	佐谷町No.5		佐谷町605-1

別　添

マンホールポンプ場一覧

ﾎﾟﾝﾌﾟ場番号	公共下水道ﾎﾟﾝﾌﾟ場名	所在地
43	大坪東ポンプ場	田原町231
44	大坪橋ポンプ場	田原町362-1
45	三口東ポンプ場	三口町1258
46	三口中ポンプ場	三口町1114-4
47	三口橋ポンプ場	三口町290-4
48	旧三口橋ポンプ場	三口町1090-3
54	新朝日橋左岸ポンプ場	中野町440
55	新朝日橋右岸ポンプ場	中野町768
56	下朝日橋右岸ポンプ場	中野町732
57	網引グランド前ポンプ場	網引町831-9
58	網引東ポンプ場	網引町937-4
59	網引西ポンプ場	網引町529-2
60	田原橋ポンプ場	田原町1548-1
61	田原町南ノ東ポンプ場	田原町1815
62	田原町山田ポンプ場	田原町515
63	田原町稲荷前西ポンプ場	田原町766-2
64	田原町稲荷前東ポンプ場	田原町668-1
65	国正マンホールポンプ場	国正町1606-1
66	栄町マンホールポンプ場	桑原田町654
67	桑原田マンホールポンプ場	桑原田町375
68	中野公民館西ポンプ場	中野町930
69	田原町東ポンプ場	田原町3179-67
70	田原町南ポンプ場	田原町3179-14
71	田原町西ポンプ場	田原町61
72	繁昌南ポンプ場	繁昌町1863-1
73	繁昌団地西ポンプ場	繁昌町1130-6
74	繁昌折戸橋ポンプ場	繁昌町900
75	繁昌老生橋南ポンプ場	繁昌町1848-8
76	繁昌老生橋北ポンプ場	繁昌町1321-2
77	玉丘六差路西ポンプ場	玉丘町1156-55
78	玉丘マンホールポンプ場	玉丘町236-1
81	繁陽北ポンプ場	繁昌町2432
82	繁陽南ポンプ場	繁昌町2523
85	繁昌折戸橋北西ポンプ場	繁昌町856-1
86	繁昌山崎橋東ポンプ場	常吉町365-3
88	下宮木交差点ポンプ場	下宮木町409-1

ﾎﾟﾝﾌﾟ場番号	ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ施設ﾎﾟﾝﾌﾟ場名	地区	所在地
39	上野町No.1		上野町663
40	上野町No.2		上野町
41	上野町No.3		上野町257
42	広原町No.1		広原町185-2
43	畑芝地区No.1	畑・芝	西上野町
44	畑芝地区No.2		畑町1936
45	畑芝地区No.3		畑町1966
46	畑芝地区No.4		畑町1346
47	畑芝地区No.5		畑町1442
48	畑芝地区No.6		畑町1461-2
49	畑芝地区No.7		畑町
50	別所町No.1	在田南部	別所町280
51	北町No.1		上野町77
52	北町No.2		北町260
53	越水町No.1		中富町21-1
54	中富町No.1		中富町716-1
55	中富町No.2		中富町926-1
56	中富町No.3		中富町1413
57	中富町No.4		中富町1407
58	中富町No.5		中富町663-2
59	中富町No.6		中富町429-7
60	中富町No.7		中富町294-4
61	殿原町No.1		殿原町893-1
62	殿原町No.2		殿原町794-6
63	殿原町No.3		殿原町113
64	殿原町No.4		殿原町777-1
65	殿原町No.5		殿原町737-1
66	殿原町No.6		殿原町651-1
67	殿原町No.7		笹倉町1162-6
68	笹倉町No.1		中富町537-12
69	笹倉町No.2		中富町336-4
70	笹倉町No.3		笹倉町305-8
71	笹倉町No.4		笹倉町397-1
72	笹倉町No.5		笹倉町405-1
73	笹倉町No.6		笹倉町818-4
74	河内町No.1		和泉町1260-1

マンホールポンプ場一覧

ﾎﾟﾝﾌﾟ場番号	公共下水道ﾎﾟﾝﾌﾟ場名	所在地
89	下宮木南ポンプ場	下宮木町201-2
90	上宮木東ポンプ場	下宮木町279
91	上宮木中ポンプ場	下宮木町23-1
92	下宮木中ポンプ場	上宮木町117
93	下宮木北ポンプ場	上宮木町96-196
94	玉野南ポンプ場	玉野町1156-175
95	ﾌﾗﾜｰｾﾝﾀｰ西ポンプ場	豊倉町1283-16
96	繁昌新構橋ポンプ場	繁昌町56-1
97	繁昌前田橋東ポンプ場	繁昌町10-1
100	鶉野中神戸大学前ポンプ場	鶉野町1348
101	鶉野中ガスＳ西ポンプ場	鶉野町2189-21
102	鶉野中公民館南ポンプ場	鶉野町2189-13
103	鶉野中町東ポンプ場	中野町1655-2
104	鶉野上ポンプ場	琵琶甲町251-1
105	鶉野北神戸大学北ポンプ場	鶉野町1279
106	鶉野中町北ポンプ場	下宮木町908-1
107	繁昌団地ポンプ場	繁昌町1550-168
108	常吉下橋東ポンプ場	常吉町507
109	常吉下橋西ポンプ場	常吉町51-1
112	朝妻工業団地	朝妻町1221-125
113	山枝No.1	山枝町669
114	山枝No.2	山枝町568-1
115	山枝No.3	山枝町375-10
116	山枝No.4	山枝町600
117	豊倉町No,１中継ポンプ場	豊倉町1422-1
118	豊倉町No,２中継ポンプ場	豊倉町1452
119	上宮木町水正池西中継ポンプ場	上宮木町519
120	鶉野上町No,１中継ポンプ場	鶉野町1033-1
121	鶉野上町No,２中継ポンプ場	鶉野町1074-58
122	鶉野上町No,３中継ポンプ場	鶉野町1242-3
123	鶉野上町No,４中継ポンプ場	鶉野町1255-12地先
124	鶉野上町No,５中継ポンプ場	鶉野町940-1
125	繁昌国道ポンプ場	繁昌町南ノ岡31
105箇所		

ﾎﾟﾝﾌﾟ場番号	ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ施設ﾎﾟﾝﾌﾟ場名	地区	所在地
75	河内町No.２	日吉東	河内町1046-1
76	河内町No.３		河内町1210
77	和泉町No.１		和泉町886-1
78	和泉町No.２		和泉町981-1
79	和泉町No.３		和泉町677-2
80	池上町No.１		池上町300-5
81	野上町No.１		野上町436-2
82	野上町No.２		野上町441-2
83	大工町No.１		大工町332
84	山田町No.１		山田町353
85	山田町No.２		山田町172-1
83箇所			

別　添

生活排水処理施設一覧

処理施設名	所在地
南網引農業集落排水処理施設	兵庫県加西市網引町字脇田1446
岸呂農業集落排水処理施設	兵庫県加西市岸呂町字井の尻297-1
山下農業集落排水処理施設	兵庫県加西市山下町字中の池304
坂本農業集落排水処理施設	兵庫県加西市坂本町字北川360-2
剣坂農業集落排水処理施設	兵庫県加西市東剣坂町927
鴨谷農業集落排水処理施設	兵庫県加西市鴨谷町576
富田中農業集落排水処理施設	兵庫県加西市西上野町614
福住農業集落排水処理施設	兵庫県加西市福住町字作り上157-2
横田農業集落排水処理施設	兵庫県加西市西横田町字下モ田538
倉谷･千ノ沢農業集落排水処理施設	兵庫県加西市倉谷町字下苗代280-2
西谷東農業集落排水処理施設	兵庫県加西市西谷町字宝ラ989、990、991
富田南農業集落排水処理施設	兵庫県加西市坂元町字南村前423-2、438-3
12施設	

処理施設名	所在地
国正地区ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ処理施設	兵庫県加西市国正町字大歳1247-1
加西北部地区ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ処理施設	兵庫県加西市広原町66
畑・芝地区ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ処理施設	兵庫県加西市畑町2406
在田南部地区ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ処理施設	兵庫県加西市笹倉町字堂ノ下847
日吉東地区ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ処理施設	兵庫県加西市都染町字下常65
5施設	

合計 205施設

特記仕様書

事 業 名 ： 市単独事業

業 務 名 ： 下水処理施設監視装置設置工事

第１章　　総　　則

本仕様書は、加西市（以下「発注者」という。）が発注する下水道施設監視装置設置工事に適用する。

第１節　計画概要

１．一般概要

下水道施設の監視について、Ｗｅｂ方式での監視装置を設置する。

２．工事名

下水道施設監視装置設置工事

３．対象施設

積算のとおり

４．工　期

請負契約締結日から平成 27 年 8 月 31 日までとする。

第２節　一般事項

１．特記仕様書の適用

本工事は土木工事共通仕様書に準拠し、この特記仕様書により施工しなければならない。

2. 請負人の負担

請負人は、当該施設の目的・機能・性能上欠く事のできない全ての費用、保安・防災等関係法令により必要な諸手続きの費用、各種試験、検査の費用、工事施工に伴う関係監督官庁等の手続きの費用､軽易な障害で請負人の責めに帰すべきものの賠償等に要する費用､工事完了に伴う各施設の出来形と竣工図の作成費用等の工事施工に必要な全ての費用を負担するものとする。

また、本工事の施工に当り、特許・意匠等の実施権行使については、請負人が一切の責任を負うものとする。

3. 官公庁の手続き

請負人は、工事施工に当たって関係監督官庁等と十分協調し、必要な諸手続きを監督員の確認の上手続きし、工事の円満な進捗を図らねばならない。なお、関係監督官庁から指示等があった場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を受け措置しなければならない。

4. 工事の中止

請負人が発注者の指示に従わない場合、又は不正な行為のあった場合は、当該工事を中止させる事がある。

5. 不用材料処分

請負人は、工事が終了した時は速やかに不用材料の処分及び仮設備等を撤去し、監督員の指示に従わなければならない。

6. 撤去機器処分

請負人は、工事期間中に発生する廃機材について、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。また、処分を証明できる書類の整理を必ず行うこと。

7. 工事期間中の施設管理

工事期間中は、施設管理者の指示に基づき、請負人の責任において、法令に基づいた施設管理を実施すること。

8．完成図書

請負人は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出する。

(1) 竣工原図　　一式

(2) 金文字製本（竣工図、取扱説明書等） …… 2部

なお、運転に当たって、機器の調整が必要なものは、試運転後に説明書を再整備するものとする。

(3) 試運転報告書 …… 2部

(4) 単体機器試験成績書 …… 2部

(5) そ　の　他

○　承諾図、工事日誌、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、および保証書、施工計画書、議事録および指示書、材料検査簿、出来高工程管理等

尚、上記図書類の提出形態等は監督員の指示によるものとする。

第2章　　細　　則

第1節　共通事項

1．準拠規格

請負人は施工に際して材料・工法等を選定する場合、次の法令仕様及び規格等の最新版に準拠しなければならない。

	準　　拠　　規　　格
1	下水道法
2	農業集落排水処理施設　設計指針
3	浄化槽法
4	廃棄物処理法
5	兵庫県土木工事共通仕様書
6	土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書【農林水産省農村振興局整備部設計課】

7	日本工業規格【ＪＩＳ】
8	日本電機工業会標準規格【ＪＥＭ】
9	建築基礎構造設計基準・同解説【日本建築学会】
10	その他関係法規・規格

２．資材置場、仮設現場事務所等

請負人は資材置場、仮設現場事務所等を必要とする時、建設敷地内であれば監督員の指示により設置するものとし、敷地外の場合は監督員の承諾を受け請負人の責任において設置するものとする。

（必要のある場合は、監督員の現場管理用事務所を設置するものとする。）

なお、資材置場、仮設現場事務所内での保安等は充分配慮して設置するものとする。

４．検査及び試験

１）立会検査

資材・主要機器等の検査及び試験は、監督員立会の上実施するものとする。

但し、監督員が特に認めた場合は、請負人が提出する検査、又は、試験成績表に代える事が出来る。

２）検査及び試験方法

検査及び試験は、予め監督員の承認を受けた検査（試験）要領書に基づき実施するものとする。

３）検査及び試験の省略

公的、又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる資材・機器については、検査及び試験を省略する事ができる。

５．保　証

１）性能試験及び保証事項

本施設の処理能力及び性能は、全て請負人の責任施工により、基準以上としなければならない。

又、請負人は設計図書に明示されていない事項であっても、工事の性質上当然必

要なものは監督員の指示に従い請負人の責任負担で施工しなければならない。

又、本処理施設の処理能力及び性能に関する処理調整を、監督員と協議の上、引き渡し日より１年間行うものとする。

第３章　　特 記 事 項

第１条　電気設備工事

第１節　機器

形式；ＳＡ２０１Ｅ(MA-S)

製造；小松電機産業㈱

機器仕様(参考)

形式　　クラウド型監視方式

1) 伝送回路　　携帯パケット方式（NTTドコモ　FOMA回線など）
2) 入出力点数　　デジタル入力　12点　アナログ入力　2点　パルス　2点
　デジタル出力　3点
3) 信号受渡 接点信号　無電圧　　計装信号　アイソレーション対策信号
4) 仕様温度範囲　　０℃　～　＋５０℃
5) 電源　　AC100V　停電補償　30分
6) 監視方式　　汎用パソコン・スマートフォン・携帯電話・タブレット端末を利用し
　てデータセンターへ接続して監視を行う。
　スマートフォン・タブレット端末については、専用のアプリケーションをインストールして監視できること。
7) 通報方法　　通報非確認防止機能があること。
　メール通報並びに音声通報。
　(警報メールの受信確認がない場合に、指定先へ音声通報を行うこと)
　登録件数は10名以上できるものとする。
8) データ保存　　２拠点サーバー方式（サーバーについては600Km以上離れている事)
　データセンター・サーバー群を二重化することにより、バックアップ体制を構築されていること。

	収集されたデータは 5 年間保存できること。データセンターで運転履歴、警報履歴等を記録する。データセンターへ接続する事により、施設の稼働状況・警報状況の確認及び機器の遠隔操作機能を有すること。
9） 実績	自動通報・監視装置の納入実績が5000台以上であること。 クラウドサービス運営期間が10年以上であること。 製品、クラウドサービスともに同メーカーである事。